

令和4年第4回東浦町議会定例会議案等一覧表

1 議案等

区 分	件 数	
	令和4年第4回	令和3年第4回
1 条 例	17	1
(1) 制 定	1	0
(2) 全 部 改 正	0	0
(3) 一 部 改 正	15	1
(4) 廃 止	1	0
2 予 算	4	7
(1) 一 般 会 計	1	2
(2) 特 別 会 計	1	3
(3) 企 業 会 計	2	2
3 その他の議案等	4	3
計	25	11

2 専決処分

区 分	件 数	
	令和4年第4回	令和3年第4回
1 承 認	0	0
(1) 条 例	0	0
(2) 予 算	0	0
2 報 告	0	0
計	0	0

令和4年第4回東浦町議会定例会議案等概要
(予算関係議案を除く。)

第1 同 意

1 副町長の選任について(同意第2号)

次の者を令和5年1月1日から副町長に選任したいので、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求める。

しの た しげ ひさ
篠 田 茂 久 (再任)

東浦町大字森岡 昭和38年生

2 人権擁護委員の推薦について(同意第3号)

次の者を人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を聞く。

すぎ うら よし はる
杉 浦 義 治 (再任)

東浦町大字生路 昭和24年生

第2 議 案：条例（制定）

東浦町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について（議案第46号）
個人情報の保護に関する法律の施行に関し必要な事項を定める。

施行日：令和5年4月1日

条例に規定する事項

（1）開示決定等の期限を「開示請求があった日から14日以内」とする。

（2）開示請求に係る手数料を無料とする。

（3）東浦町個人情報保護審議会を設置する。

ア 所掌事務

次に掲げる事項について調査審議し、実施機関に意見を述べる。

（ア）開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは
利用停止請求に係る不作為についての審査請求

（イ）個人情報の適正な取扱いに関する事項

イ 委員

（ア）委員の数は5人以内

（イ）学識経験を有する者のうちから町長が任命する。

第3 議 案：条例（一部改正）

- 1 東浦町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正について（議案第47号）
減給処分の発令後に給料月額が減額された場合の取扱いを定める。

施行日：令和5年4月1日

減給処分により減ずる額が現に受ける給料月額及び地域手当月額の合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずる。

- 2 東浦町職員の給与に関する条例の一部改正について（議案第48号）
年齢が60歳を超える職員の給料月額の特例を定める等

施行日：令和5年4月1日

（1）定年前再任用短時間勤務職員の給料月額を定める。

（2）当分の間、職員の給料月額は、60歳に達した日後の最初の4月1日以後、60歳時の7割水準とする。

- 3 東浦町職員の給与に関する条例及び東浦町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について（議案第49号）

職員の給与を改める。

施行日：公布の日等

（1）東浦町職員の給与に関する条例（第1条関係）

ア 一般職の給料月額の改正

給料月額を国家公務員に準じて引き上げる。

イ 勤勉手当（支給割合）の改正（令和4年度）

(ア) 一般職（再任用職員以外）

12 月期：100 分の 95 → 100 分の 105

(イ) 再任用職員

12 月期：100 分の 45 → 100 分の 50

(2) 東浦町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（第 2 条関係）

ア 特定任期付職員の給料月額の改正

給料月額を国家公務員に準じて引き上げる。

イ 特定任期付職員の期末手当（支給割合）の改正（令和 4 年度）

12 月期：100 分の 162.5 → 100 分の 167.5

(3) 東浦町職員の給与に関する条例（第 3 条関係）

ア (1) イの引上げ割合の平準化（令和 5 年度以降）

(ア) 一般職（再任用職員以外）

6 月期：100 分の 95 → 100 分の 100

12 月期：100 分の 105 → 100 分の 100

(イ) 再任用職員

6 月期：100 分の 45 → 100 分の 47.5

12 月期：100 分の 50 → 100 分の 47.5

(4) 東浦町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（第 4 条関係）

(2) イの引上げ割合の平準化（令和 5 年度以降）

6 月期：100 分の 162.5 → 100 分の 165

12 月期：100 分の 167.5 → 100 分の 165

4 東浦町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について（議案第 50 号）

議会の議員の期末手当の額を改める。

施行日：公布の日等

(1) 期末手当（支給割合）の改正（令和 4 年度）

12 月期：100 分の 162.5 → 100 分の 167.5

(2) (1) の引上げ割合の平準化（令和 5 年度）

6 月期：100 分の 162.5 → 100 分の 165

12 月期：100 分の 167.5 → 100 分の 165

5 東浦町職員定数条例の一部改正について（議案第 51 号）

職員の定数を改める。

施行日：令和 5 年 4 月 1 日

町長の事務部局の職員の定数 370人 → 382人

水道事業及び下水道事業の事務部局の職員の定数 21人 → 22人

教育委員会の事務部局の職員並びに教育委員会の所管に属する学校及び学校以外の
教育機関の職員の定数 30人 → 31人

総計（兼任職員を除く。） 429人 → 443人

6 東浦町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について（議案第 52 号）

年齢が 60 歳を超える企業職員の給料月額の特例を定める等

施行日：令和 5 年 4 月 1 日

60 歳に達した日後最初の 4 月 1 日以後の企業職員の給料月額は、一般職の職員の例により定めることとする。

7 東浦町職員の退職手当に関する条例等の一部改正について（議案第 53 号）

年齢が 60 歳を超える職員に係る退職手当の基本額の算定の特例を定める等

施行日：令和 5 年 4 月 1 日等

（1）60 歳に達した日以後、その者の非違によることなく定年前に退職する場合は、当分の間、退職手当の基本額について、退職理由を定年退職として算定する。

（2）60 歳を超える職員の給料月額を 60 歳時の 7 割水準とする措置の適用を受ける者の退職手当の基本額については、当該措置を給料月額の減額改定には該当しないものとして算定する。

8 東浦町職員の定年等に関する条例の一部改正について（議案第 54 号）

職員の定年を引き上げる等

施行日：令和 5 年 4 月 1 日等

- （1）職員の定年を 60 歳から段階的に引き上げて、65 歳とする。
- （2）定年により退職すべきこととなる職員を引き続き勤務させる特例を廃止する。
- （3）管理職手当を支給されている職員が 60 歳に達した場合は、60 歳に達した日の翌日から同日以後の最初の 4 月 1 日までの間に、管理監督職以外の職への降任等を行う。
- （4）60 歳に達した日以後定年前に退職した職員を定年前再任用短時間勤務職員として採用することができることとする。
- （5）定年の段階的な引上げ期間において、65 歳までの者を暫定再任用職員として採用することができることとする。

9 東浦町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について（議案第 55 号）

特別職の職員の期末手当の額を改める。

施行日：公布の日等

- （1）期末手当（支給割合）の改正（令和 4 年度）
12 月期：100 分の 162.5 → 100 分の 167.5
- （2）（1）の引上げ割合の平準化（令和 5 年度）
6 月期：100 分の 162.5 → 100 分の 165
12 月期：100 分の 167.5 → 100 分の 165

- 10 東浦町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について（議案第 56 号）
年齢が 60 歳を超える育児短時間勤務職員の給料月額の特例を定める等
施行日：令和 5 年 4 月 1 日

60 歳を超える育児短時間勤務職員の給料月額が 60 歳時の 7 割水準となる場合の給与条例の適用を次のとおりとする。

給料月額＝7 割水準の給料月額×（当該職員の勤務時間÷常勤職員の勤務時間）

- 11 東浦町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び東浦町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について（議案第 57 号）
地方公務員法の一部改正（公布：令和 3 年 6 月 11 日 施行：令和 5 年 4 月 1 日等）に伴い、所要の規定を整理する。
施行日：令和 5 年 4 月 1 日

- 12 東浦町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について（議案第 58 号）
地方公務員法の一部改正（公布：令和 3 年 6 月 11 日 施行：令和 5 年 4 月 1 日等）等に伴い、所要の規定を整理する。
施行日：令和 5 年 4 月 1 日

- 13 東浦町職員の降給に関する条例の一部改正について（議案第 59 号）
降給の種類に管理監督職勤務上限年齢による降給を加える等
施行日：令和 5 年 4 月 1 日

降給の種類に次のものを加える。

（1）管理監督職勤務上限年齢による降給

（2）60 歳を超える職員の給料月額を 60 歳時点の 7 割水準にする降給

14 東浦町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について（議案第 60 号）

議会の議員及び町長の選挙における選挙運動用自動車の使用等に係る公費負担額を改める。

施行日：公布の日

（１）選挙運動用自動車の使用に係る費用

区分		現行単価	改正後単価
一般運送契約	自動車の借入れ	15,800 円	16,100 円
以外の契約	燃料代	7,560 円	7,700 円

（２）選挙運動用ビラの作成費用

区分	現行単価	改正後単価
1 枚当たり	7 円 51 銭	7 円 73 銭

（３）選挙運動用ポスターの作成費用

区分		現行単価	改正後単価
印刷費	1 枚当たり	525 円 6 銭	541 円 31 銭
企画費		62,100 円	63,250 円

15 東浦町国民健康保険税条例の一部改正について（議案第61号）

地方税法施行令の一部改正（公布：令和 4 年 3 月 31 日 施行：令和 4 年 4 月 1 日等）に伴い、所要の規定を整備する。

施行日：令和 5 年 4 月 1 日

課税限度額を引き上げる。

（１）基礎課税額

（現 行）基礎課税額 63 万円

（改正後）基礎課税額 65 万円

（２）後期高齢者支援金等課税額

（現 行）後期高齢者支援金等課税額 19 万円

（改正後）後期高齢者支援金等課税額 20 万円

第4 議 案：条例（廃止）

東浦町職員の再任用に関する条例の廃止について（議案第62号）

地方公務員法の一部改正（公布：令和3年6月11日 施行：令和5年4月1日等）に伴い、現行の再任用制度が廃止されるため条例を廃止する。

施行日：令和5年4月1日

第5 議 案：契約の締結

工事請負契約の締結について（於大公園再整備工事（4－1））（議案第67号）

工 事 名	於大公園再整備工事（4－1）
路線等の名称	於大公園
工 事 場 所	知多郡東浦町大字緒川字沙弥田地内
工 事 概 要	雨水排水設備工 汚水排水設備工 電気設備工 園路広場整備工
契 約 金 額	312,950,000円
契約の相手方	知多郡東浦町大字藤江字柳牛28番地の1 株式会社ヒューテック 代表取締役 長坂 勝之
契 約 の 方 法	一般競争入札

第 6 議 案：町道路線

町道路線の認定について（議案第 68 号）

次のとおり町道路線を認定する。

整理番号	路 線 名	起 点 （ 地 先 ）	重要な経過地
		終 点 （ 地 先 ）	
1 3 1 0	森岡 310 号線	東浦町大字森岡字上今池 46 番 8	
		東浦町大字森岡字上今池 3 番 61	